

死産・病傷事故の免責基準

北海道ひがし農業共済組合

1. 死産事故の「通常すべき管理その他損害防止の義務違反」

通常すべき管理その他損害防止義務を怠った場合に発生した死産事故については、次の基準に従い免責とする。

免責基準・違反項目	対象事故	免責割合
(1)放牧地において逃走防止の処置を施していなかった場合 ※	4号廃用	20%
(2)飼養管理上の重大な過失と判断された場合	全事故	20%
・通常すべき分娩管理を怠った場合 ア.分娩監視失宜 胎児、出生子牛がパンスクレーパー等に巻き込まれ、死亡して発見された イ.事故発見および通知の遅延 死亡後、長時間放置され、娩出された時期が特定できない ウ.分娩予定管理失宜 授精後300日を超える長期在胎を放置し、獣医師に確認を依頼していない	胎児、出生子牛の死産事故	20%
(3)通常すべき看護を行わず放置した場合	全事故	20%
(4)経過中に病状が悪化したにもかかわらず、診療依頼(求診)が遅れた場合	全事故	20%
(5)停電によるウィンドレス豚舎の換気システム停止に起因する事故で、以下に該当する場合 ※ ア. 停電を警報する設備がない イ. 停電に対応できる自家発電機等の設備がない	種豚、肉豚の換気システム停止に起因する事故	20%

2. 死産事故の「損害防止の処置の指示に対する違反」

次の場合について、遅滞なく、その旨を組合に通知し、損害防止のため必要な指導を受けなかった場合、及びその指導に従わなかった場合に発生した死産事故については次の基準に従い免責とする。

免責基準・違反項目	対象事故	免責割合	
(1)疾病にかかり、または著しい傷害を受けたときで、「極度の消瘦、敗血病状、褥創を伴う起立困難・不能、四肢関節の腫脹」等の症状から組合への通知が遅滞したと診断された場合	全事故	20%	
(2)死産事故で、行方不明が明らかとなった日から、次の日数を経過して組合へ通知した場合 ※	全事故	7日超～14日まで	20%
		14日超～30日まで	50%
		30日超～90日まで	80%
		90日超～	100%
(3)能力向上等の目的で遺伝子病の遺伝子を保有していることが判明している種雄牛を使用し、生産された子牛が遺伝子病で死産事故に陥った場合	遺伝子病	100%	

3. 死産・病傷事故の「出走中でない競馬場内での事故」※

免責基準・免責項目	対象事故	免責割合
出走させるために必要な行為(練習・保留など)を行うことを目的として、公設の競馬場敷地内で車両から完全に降ろした時点から再び車両に載せる時点までの間に事故が発生した場合	競馬場内で発生した死産・病傷事故	100%

4. 死産・病傷事故の「草競馬等の出走中の事故」※

免責基準	対象事故	免責割合
草競馬、草ばん馬、エンデュランス馬術競技の出走中に事故が発生した場合	死産・病傷事故	100%

5. 病傷事故の「通知義務に対する違反」

次の場合には、組合員は、遅滞なくその旨を組合に通知し、損害防止のために必要な指導を受けなかった場合及びその指導に従わなかった場合に発生した病傷事故については、基準に従い免責とする。

病傷事故発生通知が遅延した場合は、次の免責基準に従い免責とする。

初診日より通知日までの日数	免責割合	備考
3日超～7日	10%	通知とは、当該事故通知の必要事項(事故畜の個体識別番号、病傷名等、受診機関)を直接事業センターまたは直営家畜診療所へ通知することをいう。但し、事故発生通知がされずに病傷事故診断書が提出されたときは、その收受日に通知があったものとみなす。 初診日を第1日目とする
7日超～14日	20%	
14日超～30日	50%	
30日超～90日	80%	
90日超～	100%	

損害発生通知が遅延した場合は、次の免責基準に従い免責とする。病傷事故診断書の提出をもって損害発生通知とする。

転帰日より提出日までの日数	免責割合	備 考
7日超～14日	20%	但し、掛金期間満了日から7日を越えたものについては100%免責とする。 転帰日を第1日目とする
14日超～30日	50%	
30日超～90日	80%	
90日超～	100%	

6. 故意又は重大な過失による死産・病傷事故 ※

野焼きが原因となった火災により発生した死産・病傷事故については、次の免責基準に従い免責とする。

免 責 基 準	対象事故	免責割合
1. 法律等に違反して実施した野焼きに起因した火災の場合	火災に伴う死産・病傷事故	100%
2. 法律等の特例規定の範囲で行った野焼きにおいて (1) 気象警報・注意報発令時 ^{注1} に実施して延焼した場合 (2) 延焼防止の措置を行っていなかった場合 ^{注2}		(1)100% (2)100%

※注1：気象警報・注意報は、風に関する警報・注意報、乾燥に関する注意報を示す。

※注2：延焼防止の措置は、消火用水など消火に必要な措置を示す。

7. 死産事故の適用上の留意事項

- 免責割合は、違反項目の区分ごとの免責割合を適用する。
- 違反事故が複数の免責基準の区分にわたる場合は、それぞれの区分の免責割合を加算することとし、100%を限度とする。
- 上記1(1)、(5)、2(2)、3、4、6の免責基準については、違反した場合には当該事故から適用とする（表中に※を付す）。
それ以外の死産事故で免責基準に該当する違反があった場合は、指導書を発行する。さらに同じ区分で違反があった場合は免責を適用する。さらに同じ区分で違反があった場合は免責割合を加算して免責する。なお、指導書、免責適用が同じ区分で3年間を経過して違反がなかった場合は、その効力を失うものとする。
- 違反内容がこの免責基準に該当しない事故に免責を適用する場合は、理事会に諮る。
- 上記2(3)における遺伝子病(下表)の免責は、死産事故に陥った原因が、遺伝子病と確定診断されたものとする。従って、診断は、臨床症状や検索結果によるだけでなく、DNA検査を行うこととする。

遺 伝 子 疾 患	黒毛和種	牛バンド3欠損症 (B3)
		牛第13因子欠損症 (A13)
		牛クローディン16欠損症 (CL16)
		牛チエデアックヒガン症候群 (CHS)
		牛モリブデン補酵素欠損症 (MCSU)
		眼球形成異常症 (MOD)
		IARS異常症
	ホルスタイン種	牛複合脊椎形成不全症 (CVM)
		牛白血球粘着不全症 (BLAD)
		ブラキスピナ (BY)

- 上記1(5)における「停電を警報する設備がない」及び「停電に対応できる自家発電機等の設備がない」には、設備の適正な保守管理が行われていない場合を含む。また、「自家発電機等」には、緊急時発電装置のリース契約または停電時自動入気装置を含む。

8. その他

- この基準を変更する場合は理事会の承認を得るものとし、広報誌等で組合員に周知する。
- この基準は、平成27年4月2日から適用する。